

2 教 高 第 7 2 4 号
令 和 2 年 8 月 2 1 日

各都道府県高校生等奨学給付金
(私立学校) 担当課長 様

福島県教育庁高校教育課長
(公 印 省 略)

福島県高校生等奨学給付金給付事業 (オンライン学習通信費
相当額の追加給付) の周知について (依頼)

当県の教育行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当県では、令和2年7月13日付2教高第561号高校教育課長通知のとおり、保護者の住所が福島県にある高校生等を対象として奨学給付金給付事業を実施しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業及び段階的な学校再開に伴い、子どもたちの学びを保障できるよう、オンライン学習に係る通信費の支援が必要とされていることから、令和2年度における特例的な措置として、下記のとおり、オンライン学習に係る通信費相当額を奨学給付金に加算して支給することとしました。

つきましては、貴都道府県所管の私立高等学校等に別紙依頼文を配布する等により、制度の周知に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 申請期限

令和2年9月30日 (水) 必着

※ 7月以降に家計が急変した世帯については、令和2年9月30日 (水) 以降も申請を随時受け付けますが、当該世帯は、オンライン学習通信費相当額の追加給付についても、原則、申請のあった月の翌月 (申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月) 以降の月数に応じて算定した額となりますので御注意ください。

2 申請先

福島県教育庁高校教育課

3 福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/koukoukyoiku22.html>

【担当】

福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当 (高橋)

電話 024-521-7775

FAX 024-521-7973

Mail takahashi_yoshiaki_01@pref.fukushima.lg.jp